

# つくし だより

2010年10月号

NO. 244

〒156-0056 世田谷区八幡山3-33-1 林マンション202

TEL/FAX 03-3304-1108

東京都精神障害者家族会連合会

(通称 東京つくし会) 2010. 10. 15

## 第1回つくし会会則改正検討委員会報告

都連副会長 眞壁博美

6月の評議員会で、「会則改正するにあたっては、理事・評議員だけでなく、広く単会の意見を聞き、時間をかけて検討し、来年度の評議員会で再度審議する」ことになりました。7月の理事会で「会則改正検討委員会」を発足することになりました。

検討委員は、3ブロックから2名ずつ選出された6名の方々【敬称略：大内（杉並家族会）、田村（板橋はすね会）、吉田（世田谷さくら会）橋本（八王子わかくさ家族の会）、三浦（足立区ひだまりの会）、志賀（蒼空会—清瀬・東久留米・所沢）】に決定しました。検討委員会のメンバーは、6名の検討委員とつくし会理事など合わせて17名で構成されます。

9月3日（金）13：30～15：30、飯田橋セントラルプラザ10階C会議室において、第1回会則改正検討委員会が開催されました。私が司会をさせていただきました。今回は第1回目なので、自己紹介の後に「今なぜ、規約改正が必要なのか」という議論から始まり、出席者の皆さんが日頃から考え、感じている「東京つくし会のあり方」や「東京つくし会に期待すること」などを自由に話し合いました。それぞれの家族会での活動の様子や工夫・苦労なども話され、あっという間に時間が過ぎた気がしました。

やはりこのような討議の場はとても大切なことだと改めて思いました。次回（11月5日）からは、会則の条項ごとに、具体的な議論になっていくと思います。



## こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める署名集めについて

都連理事 小笠原勝二

みなさん、この「こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める署名」集めにご協力をお願いします。この集めた署名は請願書とともに衆議院および参議院議長あてに提出する予定です。もともとこの運動は、昨年テレビで放送された自殺とうつ病を扱った番組を視聴した長妻厚生労働大臣から、松沢病院院長の岡崎祐士先生が依頼を受けたことから始まります。その結果、平成22年4月3日に大臣出席の下で「こころの健康政策構想会議」が発足しました。松沢病院の岡崎院長を座長として90人の委員が集まり（30%が当事者・家族委員）、当事者・家族・国民のニーズに添った精神保健・医療改革の提言をまとめ、5月28日に長妻大臣に提出しました。その後各方面から大きな反響があり、7月25日に「こころの健康政策構想会議」を解散し、「こころの健康政策構想実現会議」が発足しました。

この会議では「こころの健康を守り推進する基本法」制定を目指す100万人署名運動、国民的啓発・運動などに取り組んでいます。この署名は「こころの健康政策構想実現会議」が主管で行われるものですが、東京つくし会もこの趣旨に賛同・協力し実施します。

「こころの健康政策構想会議」には東京つくし会からも数名の理事が委員として参加し提言をまとめたことは、皆様すでにご承知のことと思います。今回の「こころの健康政策構想実現会議」にも東京つくし会理事および加盟単会有志はもちろん、その他全国的に多くの方々も参加して活動が始まっています。

このような背景から先の参議院選挙時には、各政党のマニフェストとして初めて精神の問題が政権公約として取り上げられました。このように政党による精神の取り組みにも前向きな変化が読みとれます。また政府としても厚生労働省では来年度の予算要求で、都道府県ごとに精神保健医療多職種チームを1チームずつ配置し、新しい精神科医療のあり方としての訪問医療の第1歩を踏み出そうとしています。この政策は、こころの健康政策構想会議の提言に掲げられた政策案に影響を受けて実施されるもので、小さな進展ですが明らかに精神科医療政策の根本的転換の始まりです。この政策が本格的に実施されれば、私達家族が求めている「家族支援」や『『親が倒れた後』の当事者の地域生活支援』の一部が、精神保健医療の範囲ではありますが訪問支援のかたちをとって実現することになります。

そこで、「こころの健康政策構想会議」の提言にある「こころの健康を守り推進する基本法」の早期制定を求め、さらにその提言のすべてが政策で実現されて、国民すべてのこころの健康が守られ、精神障害になった人とその家族も精神科地域医療によって人権と生活が守られるように、「こころの健康政策構想実現会議」の署名活動に参加することとなりました。私達の希望と願いをこの署名に託し発信しようではありませんか。(注：長妻大臣の呼称は当時のものです)

以上



### 立川麦の会の要望書を提出しました

都連副会長 真壁博美

今年度も、9月に立川市内の他の障害者団体と一緒に要望書を立川市長に提出します。立川麦の会の要望書は、今年度は3点だけに絞りました。「NPO法人立川市障害者後援会」で8月中にとりまとめ9月初旬に市長に手渡します。要望書に対する回答を11月頃文書でもらい、その1週間から10日後に「立川市長との意見交換会」が計画される予定です。その時は、各団体会員に動員をかけます。「意見交換会」には市長の他に各部課長の出席があります。

立川市長殿

平成22年度 要望書

平成22年8月27日

立川麦の会 (立川精神障害者家族会)

会長 真壁 博美

年間自殺者は12年連続3万人を超えています。国民の40人に1人が精神疾患で受診中。国民の5人に1人は一生のうちに精神疾患に罹るといわれています。こころの健康の問題は、特別な人の問題ではなく、すべての国民の問題として国・都道府県とともに、立川市でも行政として思いきった施策を打ち出してください。

1. 心の健康問題に関するリーフレット(小学校高学年から中学生が理解できるもの)を立川市独自につくり、学校教育の中で生かし、早期発見・早期治療に結びつけるシステムをつくってください。
2. 立川市独自で、医療・福祉の専門職がチームを組んで訪問支援サービスを実施してください。

精神障害者が通所できる施設はありますが、そこに通うことができる人はごく

一握りの人達です。多くの当事者は、医療機関と家との往復で、多くがひきこもり状態です。家族は適切な相談窓口結びつけず、孤立無援の状態です。当事者をささえ疲弊しています。医療にもなかなか繋がれず悩んでいる家族はたくさんいます。専門家の訪問によって家族全体の生活実態が把握でき、問題解決の糸口が見つかるのではないかと思います。

3. コミュニケーションの苦手な精神障害者が再び人間関係をつくれる場（デイサービスや居場所的な共同作業所）を増やしてください。

以上



## 厚生労働省がアウトリーチ予算要求

都連会長 野村忠良

- 厚生労働省は、平成23年度事業予算として特別枠で「精神障害者アウトリーチ推進事業」16億円を要求しています。この事業は全国の47都道府県が実施し、医療法人等に委託します。

各都道府県にはそれぞれ新たに「こころの総合支援チーム」が1チームずつ配置されます。チームは3人以上の多職種チームで、対象者のニーズに応じて精神科医、看護師、臨床心理士、精神保健福祉士、作業療法士、相談支援専門員、ピアサポーター（当事者）の中から何人かがチームを組んで訪問します。対象者としては、「自ら専門機関に相談することができない者（医療中断者、未治療者、早期支援が必要な者、ひきこもりの者等）」が想定されています。家族などから地域の関係機関が相談を受けると、このチームと連携して対応します。

- この施策は、これまでの入院中心の精神科医療を、病院から地域に出向いて診療するアウトリーチ方式に転換するためのもので、今後に明るい見通しがもてるものです。たとえば、ひきこもりの当事者を抱えている家族への訪問支援、急性症状が起きて家族が対応困難になった時の介入や、親が倒れた後の支援などに道が開ける可能性が出てきました。

- ゆくゆくは、ひきこもりになっている当事者を相談支援専門員や心理職、精神保健福祉士、ピアサポーターなどが何度も訪問して信頼関係を築くなかで、当事者が生活に希望と目的がもてるように支援体制を整えなければなりません。そのために、当事者の自尊心回復と自信獲得に高い支援能力を有する専門職を養成し、精神的回復を支援するための拠点を地域に整え、そこで心理的支援を受けながら働きやすく工夫された仕事が待っている一般の職場に通い一般社会人としての経験をつめるシステムの実現が望まれます。

- このような地域支援が現実のものとなったら、私たち家族も当事者もどれほど嬉しいことでしょうか。これからも一步一步、志を同じくする専門家や市民と連帯して国や社会への働きかけを強めて行きましょう。



## 社会資源について

都連相談役 鈴木孝男

相談員が精神障害者やご家族の方々の相談を受けたときに「社会資源を紹介しましょう」と簡単に言う時があります。この言葉は聞いている側には意味が分からない言葉ではないかと思うことがあります。それは聞く側が問題ではなく、言う側に問題があるのです。「社会資源」とは幅広い言葉です。

病院に受診したら、医師から「病気の治療をしましょう」と言われたら「何の病気?」「どんな治療?」と教えてもらわないと治療に同意できないと同じで「何のための社会資源の利用?」「どんな社会資源?」を知り、その事を十分理解してないと意味ある「社会資源」の活用ができないのです。一般的に「社会資源」とは「当事者が活用できる、法的資源や法律制度以外の活用」のことを指します。だから「社会保障制度」「施設」等、法律で定められた「制度やその機関の活用」とボランティア等、専門家以外の人も含めた「人の活用」、「近くの下宿屋さん」「町工場」も含め「共に活用できる全て」を幅広く「社会資源」と言います。そのため「何のため」「どの様に」「何が」自分にとって必要なかを明確にして、あるいは教えてもらい「制度」「人」「施設」等を活用して下さい。

PSWに「社会資源」の一つとして相談するのも方法です。

備考: P S Wは精神保健福祉士または、精神科ソーシャルワーカー(P S W: Psychiatric Social Worker) という名称で 1950 年代より精神科医療機関を中心に医療チームの一員として導入された歴史のある国家資格の専門職です。社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目標としています。通常「医療相談員」とか「ソーシャルワーカー」とも呼ばれ、たまには単に「ワーカー」と短縮して使われることもあります。(備考は編者による参考記述です。)



### ◇平成 22 年度 賛助会加入状況(H22 年 9 月 30 日現在)

診療所	浜野クリニック	3,000円(1口)
平成22年4月1日～平成22年9月30日までの累計：188,000円 (個人1口:2,000円、団体1口:5,000円、診療所1口:3,000円、病院1口:5,000円)		
個人	16口 × 2,000円	= 32,000円
診療所	38口 × 3,000円 + 2000円	= 116,000円
病院	2口 × 5,000円	= 10,000円
団体	6口 × 5,000円	= 30,000円

\*ご協力ありがとうございました。



### みんなのメンタルヘルス総合サイトの紹介

厚生労働省からメンタルヘルスに関する総合サイトが公開されました。行政機関から精神に関係するサイトが公開されるのは初めてのことです。東京つくし会のサイトともどもぜひ閲覧してください。

サイト名：みんなのメンタルヘルス総合サイト

－こころ病気・精神障害の方の治療・生活を応援する情報サイト－

サイトURL： <http://www.mhlw.go.jp/kokoro/>



編集後記・・・今年の夏はエルニーニョ現象で異常気象とのことでした。又、民主党代表選と、とにかく暑い日が続きました。スポーツの秋、読書の秋、食欲の秋、早くこいこい秋！と思う今日この頃です。  
(理事 三浦八重子)